

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

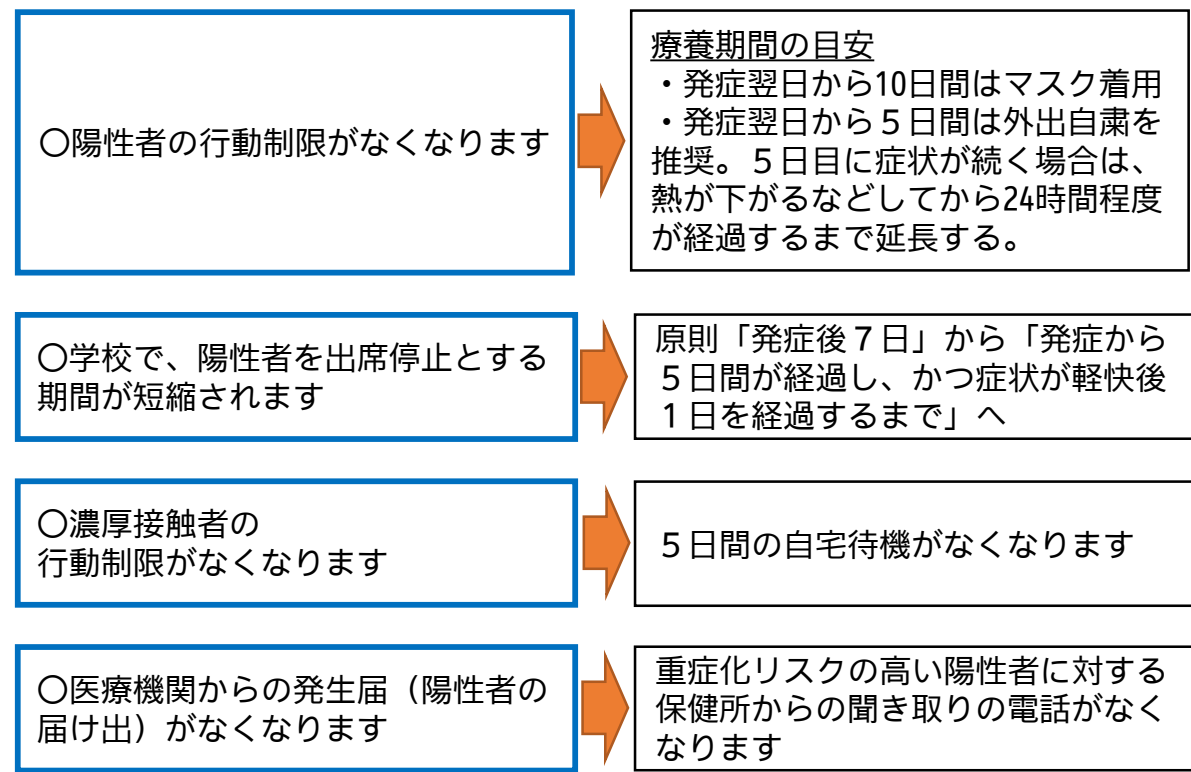
5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行します。
これに伴い、**法律に基づく外出自粛は求められなくなります。**

主な変更点

区分		5月7日まで	5月8日以降 9月末まで(予定)
相談	一般相談	コールセンター	電話相談窓口を一本化 (仮称) 福島県新型コロナウイルス 感染症相談センター(毎日24時間) 0120-567-747
	発熱等相談	受診・相談センター	
健康観察	HER-SYS (ハーシス) (※)	医療機関: 発生届の入力・報告 自宅療養者: 毎日の健康状態を スマホ等で報告	終了
検査	検査キット	無料配布	終了
	検査費用	全額公費負担	
登録	陽性者登録 センター	自主検査で陽性であった方が WEB申請し、医師による診断 を経て陽性者登録を実施	終了
医療費の 公費支援	外来	自己負担分を公費支援	○コロナの治療薬は公費負担 ○外来医療費は自己負担
	入院		○コロナの治療薬は公費負担 ○高額療養費制度の自己負担限度 額から上限2万円を減額。
生活支援	食料	調達が困難な方へ配送	終了
	パルスオキシ メーター	重症化リスクの高い方等へ配布	

※HER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム)とは、医療機関が発生届の入力・報告を電子的に行うとともに、自宅療養者が毎日の健康状態をスマホ等で簡単に報告することで、保健所は自宅療養者の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能となります。

その他の変更点



※療養証明書の発行はなくなります。

発熱などの体調不良時は、必要に応じて医療機関へ相談または受診をしてください。